

ナチズムと「自然」

—W. シェーニヒェン『第三帝国における自然保護』（1934）を読む

岩熊典乃[†]

概要

膨大な数の人間を工業的に殺戮したナチ体制は、自然や動物の保護をめぐる今日的に見て一面では画期的ともいえる法整備や政策を進めていたことが近年明らかとなりつつある。いかなる生命観がナチズムと自然保護を親和させたのか、また「自然保護」とは何の保護を意味していたのか。本論文はこれらの問いを、自然保護政策が最も盛り上がりを見せていた時期に、大衆向けに著わされた自然保護の入門書に焦点をあて検討した。これを通じて、(1) 反自由主義、(2) 「郷土」の保護、(3) 生物学主義という3つのイデオロギー的結節点を摘出し、その内実とコンテクストを明らかにした。

キーワード：ナチズム、自然保護、郷土

1. はじめに

1933年1月に成立したヒトラー政権は、当時すでに社会全体に高まっていた自然愛好熱に呼応する形で、矢継ぎ早に法整備を展開していった。「動物保護法」（1933）、「帝国自然保護法」（1935）が代表的なそれである。その内実については本論でも触れるが、これらは確かに、藤原辰志の的確な表現を借りるならば、あくまでも「民族共同体」という枠組みの内側においてはあれ「『人間と人間の平等』と、『生命あるものの平等』の両立」¹⁾を目指すという極めて野心的な理念を表明するものであった。第二次世界大戦後、冷戦体制の中でオルタナティブな政治勢力となっていたエコロジズムが資本主義のみならず社会主義をも糾弾したのは、いわば、前者の平等の実現は後者のそれを犠牲にしては成り立ち得ないという問題意識に基づくものであったが、ナチスは少なくとも法律上においては、

[†] 大阪産業大学 経済学部 経済学科 専任講師

草稿提出日 2021年11月12日

最終原稿提出日 2021年12月13日

1) 藤原 2012: 13.

「平等」という理念を「人間と人間の関係」にのみ限定して捉えるような19世紀的観念からは自由であったといえる。

こうした理念のもと、多元的な政策が展開された。例えばナチスの国家事業の象徴たるアウトバーン建設においては、ワンダーフォーゲル出身のA. ザイフェルト（1890-1972）の指揮のもと、その建設自体が大規模な自然破壊である道路を周囲の景観に調和させるという審美的な配慮がなされた²⁾。また、帝国食糧・農業大臣を務めたR.W. ダレー（1895-1953）は、バイオ・ダイナミクス法という有機農法を普及させることに腐心したが、これは零落する農民の存在意義を強調しつつ、彼自身がナチスの中心的スローガンにまで定着させた「血と土」という理念の実現をねらいとするものであった³⁾。さらに実現には至らなかったものの、風水力発電の導入を通じた電力改革構想があったことも指摘されている。これは単に再生可能エネルギーへの転換のみならず、新たな雇用創出を含む経済構造全体の改革としても構想されていたという意味では、近年の環境政策の焦点ともなっているグリーン・ニューディールを先取りするものであったと評する論者もいる⁴⁾。

先に挙げた2つの法律は、戦後の非ナチ化政策をくぐりぬけ、若干の修正を施されたのみで、1970年代まで西ドイツにおいて効力を持ち続けた⁵⁾。学知の次元においても、かつて生態学者たちがナチズムと接近しながら展開した自然保護論が、戦後になり、ヒトラーの引用を洗い落とす他は何ら変更を加えられることなく出版されることがあったという⁶⁾。そして1960年代末より左派主導で躍進を遂げたドイツ「緑の党」も、その草創期には、ナチ期以来の保守派エコロジストたちの寄与があったこと、とりわけ「反原子力」という一点において左派と保守派が強い共闘関係にあったことが指摘されている⁷⁾。したがって、「自然保護」というテーマを通して浮かび上がってくるのはナチ期と戦後の断絶というよりはむしろ連続性とも言えるのであって、戦後ドイツの「環境先進国」としての歩みの背景を考える上でも、ナチズム時代の経験と蓄積はもはや無視し得ないものとなっているのである。

こうしたことから、ドイツでは2002年になり、長らくタブー視されてきた「自然保護の褐色の過去」に目を向けるべく、環境大臣の呼びかけで「自然保護とナチズム」をテーマ

2) 西村=ヴェッテンゲル 2017: 63-4., 小野 2013. を参照。

3) 藤原 2012: 69-72.

4) Darwall 2017: 33-6.

5) 小野 2013: 2.

6) Potthast 2003: 252.

7) Darwall 2017: 98-9., 保坂 2008.

としたシンポジウムが開かれた⁸⁾。その成果をまとめた編著⁹⁾をはじめとして、日本語の論考も含め、すでに多くの緻密な研究が蓄積されている。これらの研究において中心的な問いとなっているのはやはり次のようなものであろう。なぜよりによってナチ体制下で、今日からみても画期的であるような法整備や政策が進展したのか。とりわけ、膨大な人間の工業的殺戮を導いた生命観と、ナチズムの自然や動物への愛着との間には、いかなる関係が認められるのか。こうした関心から、環境史、科学史、農政史、法制史、文化史など非常に多面的な観点から、それぞれに精緻な研究が積み上げられている。本論文もこれらに多くを負っているが、しかし、個別の政策や実践に関するアドホックな究明と同時に、ナチズムと自然保護とのイデオロギー的次元での結節点を総体的に概観・把握する作業もまた必要であると思われる。すなわち、「自然」という表象のもとに何が語られていたのか、そして「自然保護」とは何の保護を意味していたのか。

以下では、これらの問いの検討を、ナチスによる自然・動物保護政策が最も盛り上がりを見せていた時期に著された『第三帝国における自然保護 (*Naturschutz im Dritten Reich*)』の内容を中心に行っていく。著者 W. シェーニヒェン (1876-1956) は、ナチ期以前・以後を通じて自然保護の啓蒙家として活動した人物である。彼は1933年以前から自然保護の闘士として名をなし、1922年「プロイセン国立天然記念物保全局」局長に任命されたことで官界にも活動の幅を広げると同時に、生物学者としては自然保護の「自然科学化」に寄与した。すなわち前世紀より郷土愛と共鳴しつつ展開されてきた自然保護と、専門知としての生物学との間には根深い対立と緊張が続いていたのだが、彼は前者を後者によって科学的に基礎づけるという形で両者を結び合わせたのである¹⁰⁾。そしてナチ期には「民族性・郷土帝国同盟」¹¹⁾の「帝国自然保護局」局長 (1936-8)、さらにはベルリン大学自然保護講座の正教授を務める傍ら、大衆向けの、とりわけ教育現場での自然保護の啓蒙活動に取り組んだ¹²⁾。この時期の活動家の多くがそうであったように、彼は自然保護的課題の実現をナチ体制にこそ期待し仮託した苛烈な国民社会主義者であり、官界、学界、そして市

8) Radkau 2003: 42., ユケッター 2015: 226.

9) Radkau / Uekötter (Hrsg.) 2003.

10) Potthast 2003: 226f.

11) Reichsbund Volkstum und Heimat. ナチ体制は、33年以前に立ち上がっていた自然・動物・景観の保護に関連する数々の民間団体についても「強制的画一化 Gleichschaltung」の対象としたが、その際これらの組織が統合されることになったのが、この官製組織「民族性・郷土帝国同盟」である。なお、多くの研究が一致して示すところによると、この強制的画一化政策は、これらの民間団体の反発を受けないことはなく、むしろ支持を受ける場合さえあったという。これは初期のナチ体制が示していた方針が、彼らの利害と一致したためであるが、この点については後ほど詳述する。

12) ヴェッテンゲル=西村 2016: 57., フェリ 1994: 254.

井の間を活発に行き来しながら、これらの橋渡し役を自覚的に担おうとした。啓蒙家としての彼の熱意は、ナチ体制崩壊後も途絶えることなく、自然保護からナチ色を払拭しつつ、戦後社会でのその新たな正当性を確保するために、1954年には、33年以前のドイツ自然保護運動の歴史に関する著作を著わしている¹³⁾。

このようなことから、シェーニヒェンはナチス・エコロジズムの代表的イデオログの一人と位置づけられ、多くの研究でその名が言及されたり断片的な引用がなされたりはするのだが、その思想的全体像の整理が十分になされているとは言いがたい。だが、彼の思想、とくに1934年の同書に着目することには、下記の理由で一定の意義があると言える。第1に、同書は専門書や公文書としてではなく、大衆向けの自然保護の入門書として著わされていることから、ナチズムを醸成した社会に生きる人々の間で「自然」という表象がいかなる意味内実を有していたのかという本論文の関心にとって、重要な検討材料を提供していると言える。第2に、著者自身がこの書を「国民社会主義と自然保護とを相互に密接な関係へと据えているのが何であるかを前景化する」べく執筆したと述べている通り[Schoenichen 1934: Geleitwort]、その内容は「帝国自然保護法」立法へと結実する1930年代前半の自然・動物保護政策の基本方針と軌を一にしており、その注釈書のような役割を果たしている。第3に、先述のように著者は「自然保護の自然科学化」を最初に進めた人物の一人であったが、この趨勢は自然保護をめぐる戦後の議論の基調になったと指摘されている¹⁴⁾。したがって彼が政策実践にもコミットしながら最も精力的に活動していた時期に著わした同書の基本的論点を確認しておくことは、戦後における自然保護言説の変遷を考察する準備作業としても意義があると考えられる。こうしたことから、総じてこの書は、ナチズムと自然保護のイデオロギー的結節点がいかなる点にあったのかを知ろうとする今日の人間にとっても、好材料であると言えるのである。

2. 『第三帝国における自然保護』

同書の全体像について、まず簡単に確認しておこう。

まずこの書の読者としては、主に、学校教員たち、ヒトラー・ユーゲントの指導者たち、労働キャンプの指導者たち、「民族性・郷土帝国同盟」の構成員たち、そして（労働者を対象とする官製娯楽組織であった）「歓喜力行団」の指導者が想定されている[Ebd.]。これらの指導者層(Führer)を通じて、「国民同胞」の一人一人に自然保護精神の啓蒙と育

13) Schoenichen 1954., ユケッター 2015: 205.

14) Potthast 2003: 251.

成が進むことが期待されているのだが、とくに重視されているのは新しい帝国の将来の担い手とされる子供や青少年たち、そして農民と並んで「民族共同体」建設の大黒柱とされた労働者たちに対する啓蒙である。

さらに同書の目次構成を概観しておけば、「何のための自然保護か」と題された序章に続き、ドイツにおける自然保護の歴史が文化的・制度的な観点から振り返られる。続いて、天然記念物、植物保護、動物保護、自然保護区の運営、景観保全の各項目について、現状と課題が検討され、最後に国民社会主義体制のもとでいかなる政策や実践が可能となるかについて展望が示される。この書の検討内容はある種の学際性を特色としており、生物学や地質学、林学や農学にもとづく知見から、景観をめぐる生態学的・審美的な考察、法制度や政策をめぐる検討、教育論、さらには文明論的考察など、論究されるテーマは多岐にわたっている。ここにはシェーニヒェン自身の多様な経歴が反映されているといえるが、ポットハストも指摘するように、郷土愛や地域的な自然愛好の文脈から展開されてきた自然保護を、科学や専門知によって基礎付けていこうとする強い野心が伺われる¹⁵⁾。

問題は、こうした野心にとってナチズムが何を意味したかということである。以下では、ナチズムと自然保護との結節点をなしていると思われる3つの論点にそくして、この書の多岐にわたる内容を整理していきたい。先取りしていえば、その論点とは、第1に自然保護実践と度々対立してきた自由主義的諸原理への反抗であり、第2に「郷土」としての自然の保護の重要性であり、第3には人間も含めた生命に分け隔てなく適用される生物学主義である。

(1) 反自由主義としての自然保護

序文の冒頭で、シェーニヒェンは次のように述べている。

「このような簡潔な入門書を出版する時は、国民社会主義的世界観がドイツの文化生活全体への支配権を引き継いだ今こそ、やってきたようである。自然保護の愛好者や擁護者は、私たち民族にとって重要な、かつての時代には全く理解が得られなかった要求や願いの多くが、この世界観によって実現されることを期待している」[Ebd.]。

この種の翼賛的な言辞はこの書のいたるところに散りばめられているのだが、そこには誕生したばかりの新たな体制に対する単なるごますりと片付けることはできない、並々な

15) Ebd.: 227.

らぬ期待がこめられている。多くの研究で指摘されるように、シューニヒェンら熱心な自然保護活動家が33年に至るまで繰り返し直面してきた最大の困難は、土地所有者との交渉であり、より根本的には、自然保護的価値と所有権との対立、そして所有権を不十分にしか規制しえない自由主義的諸原理であった¹⁶⁾。貴重な動植物の生息域や景勝地を保全するにせよ、農林業に破壊的でない運営の仕方を求めるにせよ、農村部の素朴な景観への「野外広告というペスト」〔Ebd.: 84〕の蔓延を阻止するにせよ、当時の自然保護主義者たちの要求はたびたび、経済的利害と土地に対する私的所有権によって屈服させられてきたのであった。

「原理的には自然保護はあらゆる略奪経済 (Raubwirtschaft) の敵対者である。自然保護が常に努力しているのは、一度限りの、あるいはごく短期的な利用、しかも場合によってはほんの数人の企業家にしか利益をもたらさないような利用ではなく、可能な限り多くの民族同胞、あるいは国家全体の役に立つような、永続的で再生可能な有効利用が進んでいくように働きかけることである」〔Ebd.: 13f. 強調は引用者〕。

ここでは、自然保護の要求をたびたび阻んできた趨勢が「略奪経済」と特徴づけられている。略奪されるのは「民族同胞」の共有財産であり、それらが短期的・私的な利益に委ねられることによって、その永続的な利用の諸条件そのものが掘り崩されてしまうことが強調されている。いわば「自然的な生命共同体 (natürliche Lebensgemeinschaft)」〔Ebd.: 13〕の維持は、「民族共同体 (Volksgemeinschaft)」たる国家の持続可能性の条件と理解されているのである。かかる主張は、この書の刊行の翌年 (1935年) に公布される「帝国自然保護法」の「前文」¹⁷⁾ に示される理念と軌を一にしており、より大きな文脈では、ナチ体制における経済的自由主義の否定と自給自足的経済圏 (アウタルキー) の確立という

16) 詳細はユケッターの論考に譲るが、例えば、ドイツの初期の自然保護運動において度々取り沙汰されていたのは、採石場の操業による景観の荒廃である。バーデン州のホーエンシュトッフェルン山の場合、H.ヘッセなども名を連ねた採石中止を求める運動は、20年代には党派を超えてドイツ全土に広がるまでに盛り上がりを見せる。だが、採石場を操業停止させることは、自由主義的な社会構造のもとでは当然のことながら利害関係者に対する経済的な損失補償を要する。運動は行政による資金や政策面での支援を仰いだが、一時期はそれに共感を示していた当局も、経済面で逆風が強まるにつれて、良質な建設資材を産出し、貴重な雇用の受け皿でもあり、地域経済の重要な拠点でもあった採石場を閉鎖することに難色を示し、この運動は難局に追い込まれるのである (だが、この運動の要求は最終的には1938年、H.ヒムラーとゲーリングの支持を得て実現される)〔ユケッター 2015: 94-107〕。

17) そこではドイツの自然界と景観の変容は、「多くの場合経済的必要性によるものであった」と言明されている〔RGB 1935: 821〕。

方針とも適合していたといえる¹⁸⁾。

とはいえ、シェーニヒェンは、国家にとっての自然的ストックが失われることのためだけに「略奪経済」を非難しているわけではない。彼が執拗に問題とするのは、この「略奪経済」にともなう「物質主義的 (materialistish) 世界観」の蔓延である¹⁹⁾。その影響について彼は次のように述べる。

「今日、いかなることもはや不可能ではないように見える、我々の技術の感嘆すべき進歩が人類にもたらしたのは、一種の皇帝妄想 (Cäsarenwahn) であった。この妄想はあらゆる自然的事象を純粹に計算と合理主義の見地にしたがって判断しようと信じ込み、生命に固有な法則性に盲目的である。高度な文化諸国において、外的な生活条件のあらゆる向上にもかかわらず、民族の力がますます後退し、人種の状態が目に見えて悪化するということが起こり得たのはそのためである」[Ebd.: 6]。

この「皇帝妄想」は、自然的事象のうち「アトムが無意味な動き」[Ebd. 5]以外の何ものをもとらず、人間の生活環境を「不自然で人為的な、でっち上げの、極端なまでに人間的な実用本位に制約された世界」[Ebd.: 4]へと劣化させてしまう。進歩とともにもたらされたこのような物質主義的世界観は、究極的には生命としての「民族」の力をスポイルしてしまうのだと彼は訴える。とりわけ、国力の重要な担い手でありながら、大都市のスモッグにさらされ、工場や事務室の「神経を錯乱させるような影響」に身を委ねている労働者同胞たちの力を肉体的にも精神的にも奪っているという意味では、この問題はいっそう深刻だとされる [Ebd.]。このように自然界の衰退は、種としての「民族」の衰退、ひいては「国力」の衰退とも重ね合わせられている。

付言しておけば、物質主義的なものの拒絶、また機械化・都市化・産業化への反抗は、19世紀末から20世紀にかけてのドイツ各地の自然愛好運動やワンダーフォーゲルはもちろ

18) ナチスの経済政策については、ベッセル 2015: 70-5を参照。

19) この点に関連して、「帝国自然保護法」前文においては、ドイツの景観や自然界が経済的エゴイズムのために根本的に変容させられたことの（「民族同胞」全体にとっての）「経済的損失」だけでなく「観念上の損失」もが問題とされている [RGB 1935: 821]。なお、materialistish という表現は当然のことながら「唯物論的」とも訳すことができ、実際にマルクス主義流の唯物論への非難も見受けられるが [Schoenichen 1934: 75, 84]、別の箇所では “materialistisch-kapitalistische Weltanschauung” [Ebd.: 21] や “liberalistisch-marxistischer Geist” [Ebd.: 84] という表現も見られる。したがってシェーニヒェン（そしてフェルキッシュ思想）の文脈においては、資本主義（自由主義）もマルクス主義も、自然を魂なきモノと捉え人間の物質的欲望の手段として扱う限りにおいては、大差がないと考えられている。

んのこと、これらと連動するかたちで展開されナチズムを感情的に育んだとされるフェルキッシュ思想においても常に通奏低音をなしてきた。次節でも詳論するが、こうした感受性が「民族」や「人種」という主題と絡み合っているという意味では、シェーニヒェンの観点はフェルキッシュ思想の系譜を色濃く反映している。

「略奪経済」、またそれが蔓延させる「物質主義的世界観」から、「民族同胞」ならびにその共有財産を保守する上で、最大の障害となっているものは何か。またなぜ、「国民社会主義的世界観」がこれらに対する防波堤となりうるのか。

「私たちがこれまで厳密に守ってきたローマ法によると、私的な土地所有者に対して自然保護という正当な要求を認めさせることは、例外的な場合にしか可能ではなかった。かけがえのない故郷の財産(Heimatgut)の喪失をすでにうんざりするほどにもたらしてきた、この部分的にかなり大きな妨げは、私的な利益が国家の繁栄という要求の背後に退かねばならないという国民社会主義ドイツ労働者党(NSDAP)の原則が立法においても最終的に貫かれたならば、将来的にはほとんど重要性をもたなくなるだろう」[Ebd.: 73]。

ここで問題となっているのは、「故郷の財産の喪失」の元凶となってきたとされる土地所有権をいかに規制するかであり、所有権の法思想上の起源であるローマ法が取り沙汰されている。かかる主張の背景には、ナチ体制が法の基本原理をめぐって、ドイツも含むヨーロッパ諸国の法制度に広く影響を与えてきたローマ法とゲルマン的伝統との根本的な相違を強調していたという事情がある²⁰⁾。ナチ党25箇条綱領における「物質主義的世界秩序に奉仕しつつあるローマ法」²¹⁾との特徴づけにも現れているように、ローマ法は、「物質主義」や「略奪経済」、さらには(これらの淵源とされる)私人の権利や自由主義の象徴と見なされている。これに対し、党綱領が強調するのは「全体の利益」であり、各人の活動が全体の利害に矛盾してはならないこと(第10条)、これに関連して、公益を目的とした土地改革と土地の無償没収の要求(第17条)が示されている。そしてローマ法的原理に代わる原理として掲げられるのが「公益は私益に優先する(Gemeinnutz vor Eigennutz)」(第24条)である²²⁾。ナチ体制の経済政策から婚姻や断種に関わる政策に至るまで様々な局面で中心的スローガンとなったこの原理は、自然保護にとっても決定的な役割を果たした。

20) ユケッター 2015: 76

21) Hofer (Hrsg.) 2011: 29.

22) Ebd., 30.

「換言すれば、「公益は私益に優先する」という原理は、ずっと以前から自然保護によっても要求されてきたことなのだ。このような観点からすれば、一度限りの私的な利得のために、疑う余地なく民族全体がそれに対して請求権を保持しているところの、故郷の景観のかけがえのない象徴が破壊されることは、耐え難いことこの上ない。そのような場合には、私的所有者に対して、彼の経済的状况を考慮しつつも、公共のために犠牲が課されることは至極当然である」[Ebd.: 14]。

この原理は、私的所有権に対する強制措置を合法化し、1933年に至るまで熱心な自然保護活動家をたびたび悩ませてきた問題を一挙に解決する見通しを与えただけではない。シェーニヒェンが強調するように、「民族」の生命的・文化的基盤となってきた数々の自然的形象を私的・短期的な利害の手から奪還し、自然保護という課題そのものを「公益」、すなわち「民族共同体」全体の利害として政治的に前景化させたという意味で、それは決定的な役割を果たしたのであった。

こうした要求は、実際に「帝国自然保護法」で実現された。その第24条は、この法に基づく地所や動産の没収などの措置が原則として所有者に対する補償なしに行いうることを明記しているだけでなく²³⁾、法律全体としてもナチ期以前に作られた同種の法律と比べ、自然保護区の指定や景観保護にかかわる国家の権限を飛躍的に高めるものであった。シェーニヒェンは、ナチ期以前の制度的困難について、自然保護立法が各州に委ねられるために、地域ごとに規制内容や管轄系統が相違し一元化されていなかったこと[Ebd.: 84f.]、さらに自然保護をめぐる政策的議論がたえず政党間の不和にはまりこみ統一的方向が生じがたかったこと[Ebd.: 93]を指摘しているが、これらの問題も同法のもとで抜本的に解消されていった。それゆえ自然保護にとっての「国民社会主義的世界観」の意義が執拗に強調されることの背景には、ヴァイマル体制に象徴される議会主義への根深い不信、そしてその反動としての、あらゆる障害を「公益」の名のもとに地ならししていく強力な中央集権体制への期待がある²⁴⁾。

とはいえ、いかなる理念が打ち立てられたかということと、いかなる実践がなされたかということとは、とりわけナチ体制に関する場合、注意深く区別して見ていかねばならな

23) RGB 1935: 825. また、この法律による所有権の制限については〔ユケッター 2015: 76〕, 〔ヴェッテンゲル=西村 2016: 60〕, 〔西村 2014: 6-7〕を参照。

24) 当時の自然保護主義者たちがナチズムに大きな期待を寄せた背景がこうした点にあったことは多くの研究が指摘しているが、例えば〔西村 2006: 57〕を参照のこと。

い²⁵⁾。というのもナチスのいう「公益」の中身は、この体制のポリクラシー構造を反映するかたちで、時の情勢や利害関係に応じていかようにも変化したからである。法的には可能になった土地の強制収用にしても、実際にそれが適用された事例は見当たらず、法律の執行のための予算や人員も不十分なままであったことが指摘されている²⁶⁾。そもそも、自然・動物保護をめぐる政策や立法の実現は、ナチス組織には付き物であった官僚間の熾烈な権力闘争にたえず左右されていた。そして、実現した法律の多くも、軍事的な課題が重要性を増してくるにつれ緩和され、1930年代末の時点ではすでに実質的に無効化されていたと言われている²⁷⁾。そして何より、自由主義的原理が民族共同体の公益を破壊するというロジックの背後には、ヴァイマル体制に対してはもちろんのこと、第一次世界大戦でドイツに屈辱を突きつけたとされる連合国に対しての、さらには「暴利を貪る異分子」と見なされたユダヤ人らに対しての、激しい憎悪や憤懣が渦巻いていたことも理解しておかねばならない。したがって、「公益の私益に対する優先」という原理を文字通りに受け取ることはできない。

だが、これらのことを割り引いて考えとしても、ここまでシェーニヒェンにそくして見てきた自然保護の観点からの自由主義批判には、それがナチズムの産物だからということでは簡単に葬り去ることのできない論点が含まれている。かつてK.ポランニーが指摘したように、市場経済は、本来売り買いの対象として存在しているのではない土地や自然、そして生身の人間を「商品視」することとともに出発した²⁸⁾。経済的利害とは全く無関係に存立している自然的な生命空間が、また、自然と人間との関係のあり様が、市場の論理のもと根本的な変容に晒されてきたことは、今日の環境危機を検討する上で不可欠な視点である。そして、こうした関心がK.マルクスの経済学批判を導いていたことは近年明らかにされる通りであるが、それは現行の経済制度を略奪的なシステムと特徴づける点においても、また自然を私的所有のもとから奪還し、何らかのかたちで共同的管理のもとにおく必要性を強調する点においても、シェーニヒェン（ならびにナチズム）の議論と興味深い重なりを見せている²⁹⁾。いずれにせよ、自然を私的利害に委ねてよいのか、という問いは政治的立場を超えて様々な形で問われ、また今日においてはよりいっそう問われるべき

25) とりわけ実践面に関しては、近年の歴史研究では「全体主義」モデルがほぼ失効し、「ポリクラシー（多頭制）」モデルが採用されている。ポリクラシーについては〔田野 1995〕、自然保護政策とポリクラシーの関係をめぐることは〔Radkau 2003〕を参照のこと。

26) 西村 2006: 66.

27) ヴェッテンゲル＝西村 2017: 66.

28) ポランニー 2003: 39.

29) 斎藤 2019.

問題となっているのである。

だが、そうであればこそ、我々はシェーニヒェンの自然観をよりいっそう慎重に見ていかねばならない。というのも、彼の自然保護思想は、今日においても形を変えて繰り返えされているこの問いが導くことになった、極めて危うい帰結を様々な面で例示しているからである。

(2) 「郷土保護」としての自然保護

シェーニヒェンが「自然保護」という場合、それはつまるところ「郷土の保護(Heimatschutz)」を意味している。単なる自然一般ではなく、「ドイツの人間の本質」を形作り、「ゲルマン的感情生活」と分かちがたく結びついてきたとされる風土や景観、個々の自然的形象、換言すれば民族的アイデンティティの受け皿と見なされうる限りでの自然³⁰⁾が、常に問題となっているのである。

「太古の昔から我々の民族に働いている遺伝素質や、数千年にもわたって我々の大地を過ぎ去ってきた一連の歴史的出来事と協働しながら、我々の故郷(Heimat)の自然は、森林や草地、湖や大河、平野や岩山、雲々や星々ともども、ドイツの人間の本質を形作り、特徴づけてきた」[Ebd.: 1]

ここでは「遺伝素質」という人種主義的カテゴリーが、「故郷」という表象と結びつけられている。だが、この言葉はもともと人種主義はむろんのこと、ナショナリズムとも直接的関係を持っていたわけではなかった³¹⁾。アップルゲートによれば、たしかに、「故郷」という言葉は、ドイツの近代化にともなって、すでに18世紀末ごろには特別に政治的・文化的な意味合いをまといはじめていた。そして19世紀以降、国家統一と産業化のプロセスの中で地域固有の文化が消失しはじめるまさにその時期に、ローカルなレベルで強く意識されていくことになったという。それは「自然・民族文化・歴史」が渾然と溶け合うローカルな空間として、同時に根無し草となりつつあった人々のアイデンティティの帰属先として、地域運動などを通じて内発的に再編されていくことになったのである。そして、このようにして再編されたローカル・アイデンティティは、「国家」という、より大きく疎遠で非人格的な単位が人々の心情に根を下ろしていく際の媒介項ともなり、この過程で

30) [藤原 2012: 13] は、このことを「自然保護法」について指摘しているが、同様のことはシェーニヒェンの自然保護思想についてもいえる。

31) Radkau 2003: 51. ラートカウは、この言葉はむしろ反中央集権的な意味さえもっていたと指摘している。

ローカルな志向とナショナルな志向との裂け目は徐々に曖昧になっていったのであった。それゆえ「故郷」は近代ドイツの発明品であったとはいえ、当初は地域的なアイデンティティ、習俗、歴史、そして風土との関係で想起されていたのであり、ローカルな志向がナショナルな志向を支える関係にあった。だがナチ期に至って、「故郷」は、地域的な実質や自律性をはぎとられ、ナショナルな志向と直接的に結びつけられるようになっていく。そして「民族共同体」という、よりフィクショナルな単位で、「自然・民族・歴史」の三位一体をめぐる言説が再生産されることとなるのである³²⁾。シェーニヒェンの議論もこうした文脈において理解しておく必要がある。

「故郷」像の「民族共同体」への転換を後押ししたのが、19世紀末以後イデオロギーとしてははっきりと形をとりはじめるフェルキッシュ思想である。この散文的でまとまりを欠く系譜においては、当初より「文化 (Kultur)」と「文明 (Zivilisation)」との対置が中心的主題として繰り返し立ち現れている。シュペングラーがアジアやイスラムなど非西欧圏をも射程におさめながら、生き物としての「文化」が人工的な「文明」へと硬化していく宿命を描いたのに対し³³⁾、フェルキッシュ思想は反ユダヤ主義や人種主義と絡み合いながら、「自然に根ざした民族の文化」を「機械的・物質主義的な文明」からいかに防衛するかをもっぱら問題とした³⁴⁾。

すでにみたシェーニヒェンの「略奪経済」や「物質主義」への敵意もまたこうした文脈の中にある。これらはそもそもゲルマン文化とは相容れない世界観なのであって、民族の歴史は常に、自然への畏敬に満ちた慣習とともにあったと彼はいう。その根拠として持ち出されるのは中世の事例であって、例えば騎士や狩人たちが身につけていた「自然の守護者たれ」という「高貴な」しきたりや、教会が動物たちの楽園を守るために設けていた禁足地や密猟を防ぐ仕組みが紹介されている [Ebd.: 15ff.]。さらに彼が「ゲルマン人に固有の心的財産」として強調するのは、樹木への畏敬である。それは例えば、村落の境界を大樹で表す風習や、村の裁判や祝祭を大きな菩提樹の下で行うマルク共同体の習わし、男たちが遠出をする際には必ずオークの実を持ち歩き、道すがらその実を埋めることで森林全体の若返りと維持を手助けする習慣といったかたちで、かつての共同体文化には伝統的に息づいていたという [Ebd.: 17]。要するに「自然保護の思想はドイツの人間の情緒的な相続物のうちに極めて深く根を下ろしている」 [Ebd.: 18] ののであって、A.v. フンボルトによる「天然記念物」概念の発明も、ゲーテの自然愛に満ちた詩も、その現われなのだとは

32) Applegate 1990: 1-19.

33) シュペングラー 1976 [1922].

34) モッセ 1998: 37.

主張する。

したがって、「物質主義的世界観」のために今ではほとんど壊滅しかけているゲルマン文化と自然との生き生きとした交わりを保守・復興していくことが彼の自然＝郷土保護のメルクマールとなる。彼は自然保護が地誌学にとっても重要な意義をもつとした上で、次のように述べる。

「この研究部門が持つ重要な課題は、ドイツの「原風景 (Urlandschaft)」の像、すなわち、そこに人間が数千年にわたって自分たちの活動の痕跡を、原初的なものをほとんどぼやけさせてしまうほどに深く深く刻み込んできたところの「原風景」の像を素描することである。このような生き生きとした、真理にかなったドイツの太古の景観像や、景観が人間の最初の介入から今日に至るまで経過してきたそれぞれの特徴的な発展段階を素描することはしかし、まだなお存在している原始的なものや手の入りかけたもの (Halbkultivierten) の残存物が自然保護区として保全される場合にのみ、可能なのである」[Ebd.: 12. 強調は引用者]。

すなわち「自然保護区」とは、貴重な動植物や原生林、湿原、湖、溪谷や岩山の保護区であるだけでなく、民族が長い歴史の中でそれらに刻みつけてきた「痕跡」の保護区でもあるのだ。自然界の事物の保護のみならず、文化的「景観」の保護が重視されるのも、こうした観念の現われだといえよう。

このことにも関連して、シェーニヒェンは、保護すべき対象について、それが「原初的 (ursprünglich)」な状態、あるいは「手つかず (unberührt)」の状態³⁵⁾に置かれるべきことを度々強調する。とはいえ、これらの表現を文字通りに受け取るならば彼の議論はたちまちに理解しにくいものとなる。そこには独特な意味合いが込められている。

例えば太古以来、ドイツの土地を流転してきた岩塊や巨石には、ゲルマンの先祖たちの足跡が、祭壇や石塚などの形で刻みこまれている。けれども、だからといって、そこに記念プレートや碑文を取り付けたりすることはご法度であり、可能な限り「手つかずのまま」残しておかねばならない [Ebd.: 33f.]。あるいはまた、保護対象となる動物については、ドイツに土着の (heimisch) 種であることが重視され、それらが絶滅しかけていたり、もともとの住処を奪われているような場合は、様々な人為的手段 (住処の開拓、再帰化、純血種の保存) を奨励すべきである。だがこれらの手段は、「ドイツの土壤にまったくなじ

35) その他「自然のままの urtümlich」という表現も、散見される。

むことのなかった野生動物種³⁶⁾を導入するという試み」とは明確に区別されるべきであって、というのも、それは土着の野生動物たちの「生命空間 (Lebensraum)」³⁷⁾を狭めてしまうからである [Ebd.: 58]。かつて A.v. フンボルトが印象的な自然の造形のうちに文化的価値を認め「天然記念物」という言葉を造語したのは、南米ベネズエラの猛々しい山脈や独特な形姿をした巨樹を目の前にしてのことであった³⁸⁾。そこには自然と文化の交わりに対する彼のコスモポリタンの視点が現われていたといえるが、シェーニヒェンにおいて重要なのはあくまで故郷の地を「外来種」から守りつつ、土着の種の楽園たる「ドイツの原風景」を再現することなのである [Ebd.: 12]。

人為的な操作や恣意的な価値判断を通じて維持・保存が目指されるこの「原初性」、その限りで20世紀の産物に他ならないこの「原初性」は、しかし、彼からするならば、「物質主義的世界観」が撒き散らす害毒の影響からは未だなお純潔の保たれた、避難所的領域を意味する。そして、それは、この害毒のために今では曇らされてしまっている「ドイツ的人間の本質」を取り戻すためには絶えずそこに立ち還られねばならないところの心情的な基盤なのである。

このように民族感情を救済する手段とも位置づけられている自然保護の実践は、他方で、「高度な文化」を表す指標であるとも考えられている。彼は、「世界のあらゆる文化国家は、稀に見るほど一致して、本国ならびに植民地における原初的な動物界をその没落から守ろうと努力している」 [Ebd.: 56] と述べて、物質主義の祖国イギリスやフランス、アメリカの保護実践を讃えることをも厭わないほどである。とはいえ、これら「文化国家」の間でもドイツが特別な地位にあり、とりわけすでに立法化もされていた動物に対する次のような捉え方は、「高度な文化」を象徴するものであると彼は見ている。

「それゆえ、動物保護は主として家畜に取り組み、家畜を残酷行為やぞんざいな扱いから保護し、その権利を擁護しようとする。だが、野生動物種の自然界で非常事態が生じた場にも、動物保護はしばしば関与する。〔中略〕動物を苛ませたり、大量虐殺を助長するような捕獲方法に対する闘争において、動物保護と自然保護は協力関係にある」 [Ebd.: 48f.]

36) この点に関連して、彼はハリネズミの被害を、(この動物を食用にする) ロマと結びつけて揶揄したりもしている [Schoenichen 1934: 58]。

37) ポットハストによれば、19世紀末ごろから地理学者や生物学者によって用いられるようになったこの概念は、科学的関心のみならず、文化的・郷土愛的関心によっても導かれており、両者の接近を象徴する表現でもあった。そして後には、科学の権威をまといながら科学の限界を超えて、倫理的政治的なトーンを帯びるに至ったという [Potthast 2003: 228-241]

38) ヴェッテンゲル = 西村 2016: 46.

強調は引用者)。

シェーニヒェンは別の箇所では、自然界の生命を「人間に対して[・][・][・][・]同等の権利を持って相対している実体」だとも述べているが〔Ebd.: 5. 強調は引用者〕、シェーニヒェンが「動物の権利」への配慮を「高度な文化」の現れとして称揚する背景には、確かに、それ以前には類例のないナチスの実践があった³⁹⁾。だが、言うまでもなく、のちにナチ体制は、ここで動物たちに対して禁じられていることを、動物と同等の権利と尊厳とを有しているはずの人間たちに対して行ったのであった。

「高度な文化」の未曾有の暴力への反転をどのように考えたらよいだろうか。ここまで見てきた主題との関係では少なくとも次のようにまとめておくことができる。アップルゲートが鋭く指摘するように、近代ドイツの発明品としての「故郷」は、現実化されたこ

39) 〔藤原 2012: 14-5〕や〔フェリ 1994: 169-172〕の指摘も参照のこと。「動物の屠殺に関する法律」(1933.4.21.)、「動物保護法」(1933.11.24.)、「狩猟に関する法律」(1934.7.3.)など、ナチスが政権獲得後もなく実現させていった一連の動物保護関連立法の中でも、とりわけ動物保護法は、次のような立法趣旨を打ち出していたことから、今日の研究者に、しばしば当惑とともに注目されている。「動物虐待が罰せられねばならないのは、もはや、虐待者の行為によって、動物への共感に示されるような人間の感情が傷つけられるからではない。動物それ自身が虐待行為に対して保護されて然るべきだからである」〔Giese / Kahler 1934: 19. 強調は引用者〕。

従来、法制度上においては「物」として取り扱われることが一般的であった動物を、人間と同じように苦しみや痛みを感受する生命として取り扱う点、のみならず、動物の苦しみを目にするることによって感情を害する人間の保護ではなく、「動物それ自身」のための保護という観念を立法の中心理念としている点の特筆される。多くの論者が指摘するように、今日用語法でいえば、そこには脱人間中心主義とも言い換える観点が打ち出されているのであり、当時の水準から見ても、こうした観点を明確に表現した法律としては画期的なものであった(ナチスの動物保護をめぐる法学的な検討については〔西村 2006〕、思想的な検討については〔フェリ 1994: 159-180〕、〔藤原 2012: 11-15〕などを参照)。

だが、この法律が注目されるのは、それがナチズムに特有の病理を様々な形で反映しているからでもある。まず、この法律の具体的内容は、軍事上の必要性から行われる動物実験や生体解剖を許容するものであったし、そればかりか、これらの処置によって「動物自身」が被る苦しみを可能な限り緩和するという意図から「無痛で死亡させること」、すなわち安楽死を正当化するものでもあった(〔RGB 1933: 987-9〕、安楽死については特に第7条(4)および第8条を参照のこと。また〔サククス 2002: 175-6〕も参照のこと)。人間への安楽死殺害政策が実行されたのは1939年以降のことであるが、その温床となる考え方は、すでに1933年の時点で動物に対して現れていたことになる。のみならず、これらの一連の動物保護立法、特にその中でもナチスが最も早期に着手した「動物の屠殺に関する法律」の背景には、ユダヤ教徒によるコーシャ屠殺を犯罪化するという隠れた動機があったことも指摘されている。〔西村 2006〕が詳しく跡付けているように、戒律に従い事前に気絶させることなしに行われるこの屠殺手法については、19世紀末以降、これを野蛮な虐待行為だとみなしその禁止を求める請願が、動物保護団体などを中心に度々行われていた。とはいえ、それらの実現は多くの場合「信教の自由」によって阻まれていた。だが、ナチスはいわゆる「全権委任法」(1933.3.23.)のもと何ものにも阻まれることなく、ユダヤ人への差別感情と動物愛護とのこの混交物を法的に実体化していったのである。

とは一度もなく、むしろ「神話」であり続けた⁴⁰⁾。シェーニヒェンの「復元的自然保護」〔Ebd.: 56〕という試みは、だが、人間と他の生命との関係を自らの理想視する関係に還元し固定化することで、この神話を実体化しようとするものであったと言える。換言すれば、この試みは「郷土の原風景」というフィクションを成り立たせるために、生命に対する恣意的な選択や操作という発想を容易に引き入れてしまったのである。「原初性」への固執は、明らかに「血の純粋さ」への固執とパラレルである。

(3) 生物学主義としての自然保護

ナチスやヒトラーが操った言説には、生物学的な表現が溢れている。「血と土」というスローガン、この体制を象徴する「ドイツ人の血と名誉を守るための法律」をはじめ法律名に度々登場する人種主義的表現、ユダヤ人に対しての「寄生虫」や「害虫」といった侮蔑表現、そして何より、強制収容所のガス室が「衛生」を保つという名目でシャワー室に偽装され、囚人の殺害に「殺虫剤」が用いられたという事実を見逃すことはできない。さらに自然・動物保護にかかわる法律文書やシェーニヒェンの著書でも多用される「生命空間 (Lebensraum)」という表現は、いうまでもなくドイツ民族の「生存圏 (Lebensraum)」を確保するという目的から進められた東方の植民地化政策を象徴する用語でもあった⁴¹⁾。サックスも指摘するように、生物学的レトリックは何事かを正当化する際に常に決定的な役割を果たしていたのである⁴²⁾。

シェーニヒェンの自然保護思想も、こうした生物学主義を如実に反映していたといえる。このことは、彼が自然保護区や国立公園を、血統と土着の動植物種の「貯蔵庫」〔Ebd.: 60〕とみなしていることに端的に表れている。すでにみたように、復元された「郷土」としてのこれらの領域は、「土着の」種で満たされねばならないのであって、それらが「外来種」と混ざり合うことに、彼は強い不快感を示している。そして、すでに交雑が進んでいる種については、人工交配と生まれた子の選別除外を繰り返すことで、限りなくその血を純血へと「押し戻す (zurückdrängen)」ことが必要だとされる〔Ebd.: 57〕。景観を原初の姿に戻すという発想と、生命を種として純化させていくという発想は不可分に絡み合っているのである。

動物を人為的に理想的な姿に近づけていくという発想との対比で興味深いのは、植物に

40) Applegate 1990: 19.

41) 本稿では Lebensraum を「生命空間」と訳している。なお、この語がナチスの植民地主義とのかかわりで持っていた意味の広がりについては、特に〔藤原 2012: 190-6〕を参照。なお、この語が帝国主義的野心と結びついて用いられだすのは、ヴァイマル期以来のことであった〔サックス 2002: 192〕。

42) サックス 2002: 162.

対する眼差しである。彼は、樹木の形状に見られる「基準からの逸脱」の様々なパターンとそれらの成り立ちに注目し、これらのうち一部は天然記念物として絶対的な保護下に置かれねばならないと主張する〔Ebd.: 28-32〕。保護されるべきものとそうでないものとの違いは、いかなる点にあるのか。

「自然保護の初期には、あらゆる類いの偶発的で、主に病気が原因の奇形に多くの注意が払われてきた。例えば、時おり「2本足の」樹木をもたらし、隣り合った幹どうしの癒合、あるいは塊茎状の瘤や珍奇なわん曲等々である。今日ではそのような偶発的なものには低い重要性しか与えられない。〔中略〕一方で、個々の樹木の、それが生えている場の自然力との闘いを物語っている現れ、あるいは種の遺伝素質の変化によって引き起こされる、特別な、遺伝的に固定化された「変種」と見なされる現れは、いっそう高く評価される」〔Ebd.: 29. 強調は引用者〕。

つまり、病気が原因の偶然的「逸脱」であるならば価値は認められないが、遺伝素質として定着に至った「逸脱」であるならば認められる。というのも、後者は「樹木界における度重なる英雄的な生存競争」〔Ebd.: 31〕がもたらした「逸脱」であり、この競争を闘い抜くだけの強く優れた素質を示しているからだ。動物に対しては人為的な介入が強調されたのに対し、植物に関しては自然界の原理に委ねることが重視される。だが、いずれのアプローチにも通底しているのは、いかにして「優れた種」をドイツの「郷土」のうちに確保していくかという関心である。

本質的にはこれと同様の関心が、「民族」に対しても差し向けられていたとあってよい。彼にとって自然保護という実践が、「郷土」の復元を通じて民族感情を救済することを意味していたことは既にみた通りである。だが、さらに言うならば、この実践は、民族が郷土と一体の関係にあることを、生命的な次元において再確認していくことをも意味していた。

「それにもまして、故郷の土は、我々民族にとって力場である。この場から、永遠の若返りの中で、絶えず生存競争に向けて鍛え上げられる新世代が立ち上がる。この新世代は、体格と精神的態度において我々の人種に典型的な特徴を備えている」〔Ebd.: 1〕。

自らを育み取り巻いてきた風土との心情的な意味での一体性だけが問題なのであれば、それはロマン主義者には珍しくない感受性である。だがここで際立っているのは、むしろ、

肉体のみならず情緒のあり様までが、生物学的に根底から規定されているという決定論的な眼差しである。それゆえ彼は、「英勇的な精神」であるとか他の生命に対する「深い畏敬」なども、「我々の人種の根源的で、自然が欲した心的素質」だと述べている〔Ebd.: 2〕。

けれども、「血」によって決定づけられているはずのこの「心的素質」は、いまや、都市生活やそこに蔓延する物質主義によって多分に不純化させられてしまっている。それゆえ彼は、「力の場」たる故郷の土に民族を再び触れ合わせることによって、本来的な素質を喚起する必要があると考えている。

「ハイキングで故郷の自然を自力で攻略し、動植物を観察することで全感覚が活発になり、そして風景とその種々の風情に没入するならば、消極性という呪縛もまた消失する」〔Ebd.: 5. 強調は引用者〕。

野外での生きた自然との交わりは、人々の能動性を肉体的にも精神的にも刺激し、鍛錬する。このような豊かな余暇生活のための場や機会を整えるという意味では、自然保護は「偉大な人間育成の思想」〔Ebd.〕でもある。さらにはそれは「民族・国民的な、社会衛生的な、民族教育的な、一般道徳的な、民族生物学的な、文化政治的な」意義をもつのだと彼は主張する〔Ebd.: 8〕。

だが、裏を返せば、この人間育成は、人々をより健全で、より強靱で、より道徳的な「民族」へと規律訓練することを目指すものであったと言えるだろう。彼によれば、消極性や受動性、つまりナチズムが称揚した勇ましさや力強さといった規範にはそぐわない情緒は、自然の暴威との格闘の中で鍛え上げられねばならない。また、高度な文化民たるドイツ人は、実利や実用の論理とは全く無縁に存在している自然の美や神秘に対して、豊かな感受性と慎み深さを取り戻さねばならない。これらのことこそが「彼らの本性におけるドイツ的な人種の特徴をいっそう新たに深める」のだ〔Ebd.: 4〕。シェーニヒェンの議論をこのように見てくる場合、彼の自然保護思想は、動植物に対してのみならず、「種」としての人間に対しても差し向けられたものであったことが理解できよう。つまり、自然保護という実践は、ドイツ民族を肉体の面でも精神の面でもより「優れた種」へと改良していくためのプログラムでもあったのだ。

こうしてあらゆる存在が「種」へと還元される。彼の眼差しのもとでは、人間も、樹木も、野ウサギやバイソンも、ヘビやトカゲや蛾でさえも、じっさい、あらゆる存在が平等である。つまり、生存競争と適者生存という自然の摂理に服する生命として、そしてこの摂理によって価値の優劣を決定づけられる生命として、それらは平等なのである。「生命の根源的諸力、

そして自然の本能が、諸々の民族と人種の存在・非存在を決定づける」[Ebd.: 7]。「権利」や「平等」、そしてこれらを確立・拡張してきた啓蒙の理念の掘り崩しは、すでに19世紀以来、E. ヘッケル(1834-1919)をはじめとする社会ダーウィニストたちのもとで——人間の振る舞いや精神、自由意志、倫理規範などの一切を生物学的原理へと従属させるというかたちで——進行していた⁴³⁾。シェーニヒェンが「故郷」のうちに再現しようとしたのは、まさに「自然」それ自体を最終審級とする「最適者たち」の生命共同体であったと言える。

3. おわりに

ここまでの考察をまとめよう。つまるところシェーニヒェンにおいて、「自然保護」とは、何の「保護」を意味していたのだろうか。第1の論点に関していえば、それは「民族同胞」と物質的にも精神的にも分かちがたく結びついてきた自然を「民族共同体」の共有財産として、私的な利害ならびに物質主義から保守することであった。第2の論点で問題となっていたのは、「郷土の原風景」を復元することを通じて民族感情を救済するという文化的保護であった。そして第3の論点では、人間か他の生命かを問わず、「自然の摂理」がはじき出した「最適者たち」の生命空間を保守することが問題となっていた。民族主義とロマン主義と人種主義とのグロテスクな混交物ともいべきこの思想の中心をなしていたのは、人間と自然とを「生ける生命」という位相で一体のものともみなす生命観と同時に、この有機的「全体」—すなわち「民族共同体」にして「生命共同体」—そのものの排他的保全ならびに訓育という構想である。この構想を導き決定づけるのは、自然そのものに内在するとされる「人間によって規定されたのではない法則性」[Ebd.: 5]であって、自由主義や啓蒙の理念は、こうした法則性から「全体」を逸脱させ、諸々の生命の生き生きとした交わりを解体させてしまうがゆえに厳しく斥けられねばならなかったのである。

ナチズムそのものを「自然の反乱」と捉えたホルクハイマーとアドルノは次のように述べる。

「自然それ自体は、旧ロマン派が望むような善いものではないし、ネオ・ロマンティックが望むように高貴なものではない。あるべき模範として、目指す目標として掲げられた限り

43) Weikart 2004: 12-3. ウェイカートは、ダーウィニズムはナチズムによって悪用されたのだという説に意を唱え、倫理や人間の生命の価値、人種主義といった問題に焦点を絞るならば、両者の歴史的な連関は明らかであると指摘する [ibid.: 6]。

では、自然それ自体とは、反知性を、欺瞞と獣性を意味する」⁴⁴⁾。

すなわち、「自然それ自体」は善でも悪でもない。善悪や高貴さといった価値、さらには国家や社会の機序が個々の生に要求する規範の審級を「自然それ自体」に委ねること、この点に私たちは、自然や動物への愛と人間に対する冷酷さを、あるいは生命の礼讃と生命に対する未曾有の暴力とを矛盾なく結び合わせていた理路を確認することができるのである。

引用・参考文献

- Applegate, Celia. 1990: *A Nation of Provincials: The German Idea of Heimat*, Berkley / Los Angeles / Oxford, University of California Press.
- Darwall, Rupert. 2017: *Green Tyranny: Exposing the Totalitarian Roots of the Climate Industrial Complex*, New York, Encounter Books.
- Giese, Clemens. / Kahler, Waldemar. 1934: *Das deutsche Reichstierschutzgesetz vom 24. November 1933 mit amtlicher Begründung*, Berlin, Weidmann.
- Hofer, Walther. (Hrsg.) 2011: *Der Nationalsozialismus. Dokumente 1933-1945*, Frankfurt am Main, Fischer Taschenbuch Verlag.
- Horkheimer, Max. / Adorno, Theodor W. 1997 [1939-44]: *Dialektik der Aufklärung. Philosophische Fragmente*, in: Tiedemann, R. (Hrsg.): *Theodor W. Adorno Gesammelte Schriften*, Band 3, Frankfurt am Main, Suhrkamp Verlag. (徳永恂訳『啓蒙の弁証法—哲学的断想』岩波書店, 2007年)
- Potthast, Thomas. 2003: *Wissenschaftliche Ökologie und Naturschutz: Szenen einer Annäherung*, in: Radkau, J. / Uekötter, F. (Hrsg.): *Naturschutz und Nationalsozialismus*, Frankfurt / New York, Campus Verlag.
- RGB 1933 : *Reichsgesetzblatt*, Teil.1. 1933.
- 1935 : *Reichsgesetzblatt*, Teil.1. 1935.
- Radkau, Joachim. 2003: *Naturschutz und Nationalsozialismus. Wo ist das Problem?*, in: Radkau, J. / Uekötter, F (Hrsg.): *Naturschutz und Nationalsozialismus*, Frankfurt / New York, Campus Verlag.
- / Uekötter, Frank. (Hrsg.) 2003: *Naturschutz und Nationalsozialismus*, Frankfurt / New York, Campus Verlag.
- Schoenichen, Walther. 1934: *Naturschutz im Dritten Reich: Einführung in Wesen und*

44) Horkheimer / Adorno 1997: 292, 訳522.「高貴なもの」という表現に関して付言しておけば、ナチ体制下で食糧・農業大臣を務め、「血と土」という言説を広めた R.W. グレーの1930年の著作のタイトルは『血と土からの新貴族 *Neuadel aus Blut und Boden*』であった。

Grundlagen zeitgemäßer Naturschutz = Arbeit, Berlin, Hugo Bermühler.

—— 1954: *Naturschutz, Heimatschutz. Ihre Begründung durch Ernst Rudorff, Hugo Conwentz und ihre Vorläufer*, Stuttgart, Wissenschaftliche Verlagsgesellschaft M.B.H.

Weikart, Richard. 2004: *From Darwin to Hitler: Evolutionary Ethics, Eugenics, and Racism in Germany*, New York, Palgrave Macmillan.

小野清美 2013:『アウトバーンとナチズム 景観エコロジーの誕生』ミネルヴァ書房。

斎藤幸平 2019:『大洪水の前に——マルクスと惑星の物質代謝』堀之内出版。

サックス, ボリア 2002: 関口篤訳『ナチスと動物——ペット・スケープゴート・ホロコースト』青土社。

シュベングラー, オズヴァルト 1976〔1922〕: 松村正俊訳『新装縮約普及版 西洋の没落』五月書房。

田野大輔 1995: 「ポリクラシーの政治力学: ナチ支配の解釈をめぐって」, 『京都大学社会学年報』3。

西村貴裕 2006: 「ナチス・ドイツの動物保護法と自然保護法」, 『人間環境論集』5。

——— 2014: 「ナチス・ドイツの自然保護(1)」, 『大阪教育大学紀要』II-62-2。

——— = ヴェッテンゲル, M., 2017: 「ミヒャエル・ヴェッテンゲル『国家と自然保護1906-1945: プロイセン国立天然記念物保全局と帝国自然保護局の歴史』翻訳と解題」, 『大阪教育大学紀要』I-65-2。

フェリ, リュック 1994: 加藤宏幸訳『エコロジーの新秩序』法政大学出版局。

藤原辰志 2012:『ナチス・ドイツの有機農業——「自然との共生」が生んだ「民族の絶滅」(新装版)』, 柏書房。

ベッセル, リチャード 2015: 大山晶訳『ナチスの戦争——1918-1949 民族と人種の戦い』中央公論新社。

保坂稔 2008: 「ナチス環境思想のインパクト」, 『長崎大学総合環境研究』10-2。

ポランニー, カール 2003〔1944〕: 「自己調整的市場と擬制商品——労働, 土地, 貨幣」, 玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』ちくま学芸文庫。

モッセ, L. ジョージ 1998: 植村和秀他訳『フェルキッシュ革命 ドイツ民族主義から反ユダヤ主義へ』柏書房。

ユケッター, フランク 2015: 和田佐規子訳『ナチスと自然保護——景観美・アウトバーン・森林と狩猟』築地書房。

Nazism and “Nature”:
A Reading of W. Schoenichen’s *Naturschutz im Dritten Reich* (1934)

IWAKUMA Fumino

Key Words : Nazism, nature conservation, homeland

Abstract

It is becoming clear that the Nazi regime, which would conduct human genocide on an industrial scale, advanced legislation and policies regarding the conservation of nature and animals, considered at present to be epoch-making. What conception of “life” made Nazism compatible with conserving nature, and what kind of conservation did “nature conservation” imply? This paper explores these questions by focusing on an introductory book explaining “nature conservation” written for the people during the period when establishing conservation policies was at its peak. In this inquiry, three ideological nodes were extracted: (1) anti-liberalism, (2) nature conservation as “Heimat (Homeland) conservation”, and (3) biological determinism. The substance and context of these nodes are clarified.